

第 6 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 8 年 4 月 10 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	近藤 修	出	2 番	石原 昭彦	出	3 番	中村 進也	出
4 番	伊藤 恵子	出	5 番	瀬木 光	出	6 番	二之湯和彦	出
7 番	小寺 俊行	出	8 番	小林 政則	出	9 番	美濃部孝司	出
10 番	中西 康弘	出	11 番	岡田 康平	出	12 番	片岡 節男	出
13 番	伊藤 清徳	出	14 番	服部 清徳	出	15 番	中村 正治	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 10 時 00 分

<p>1 開会の辞 事務局長(小高秀之)</p> <p>農業振興課長兼獣害対策課長 (伊藤伸也)</p> <p style="text-align: right;">事務局長</p>	<p>委員会開会に先立ちまして、新年度にあたり新課長の紹介をいたします。農業振興課長兼獣害対策課長伊藤伸也より自己紹介をお願いします。</p> <p>おはようございます。4月から農業振興課長兼獣害対策課長を拝命いたしました伊藤伸也です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で紹介を終わらせていただきます。只今から第6回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。会長、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(瀬木 光)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(瀬木 光)</p>	<p>只今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第6回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、2番議席石原昭彦委員と、11番議席岡田康平委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p>

<p>(日程第 2) (日程第 3) (日程第 4)</p>	<p>議長</p>	<p>それでは、報告第 7 号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第 8 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」、報告第 9 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>日程第 2 報告第 7 号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第 6 条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第 2 条第 3 項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和 8 年 4 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第 6 条により毎事業年度 3 か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第 2 条第 3 項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人 1 団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>続きまして、日程第 3 報告第 8 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に基づき合意解約され、同条第 6 項の規定による通知があったので報告する。令和 8 年 4 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。</p> <p>今回の案件は 2 件、5 筆、面積 3,364 ㎡であることを報告します。</p>

	<p>続きまして、日程第4 報告第9号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和8年4月10日提出 いなべ市農業委員会 会長 瀬木 光</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は1件、1筆、122㎡です。 <5番案件>の申請地は、員弁町下笠田地内の畑です。 目的は駐車場です。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 これらの報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。</p> <p>(日程第5) 議長 続きまして、議案第25号「農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」、及び議案第26号「農用地利用集積等促進計画による所有権移転にかかる意見決定について」を一括として議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>(日程第6) 事務局 日程第5 議案第25号 農用地利用集積等促進計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和8年4月10日提出 いなべ市農業委員会 会長 瀬木 光</p>
--	--

中間管理機構が農用地利用集積計画を定めるときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。

通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がありますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。

議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。

総筆数は67筆、総面積は95,893.12㎡です。

続きまして、日程第6 議案第26号

農用地利用集積等促進計画による所有権移転にかかる意見決定について

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定により、促進計画が提出されたので意見を求める。令和8年4月10日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光

市は、担い手への譲渡を促すため、農用地利用集積等促進計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農業委員会の意見を求めることとなっております。

通常、農地の所有権移転をする場合、農地法の許可がありますが、農用地利用集積等促進計画を定めるとその手続きが不要になり、税制上の優遇措置を受けることができます。

議案書のとおり所有権の移転計画が提出されたのでお諮りをします。

<1番案件>の申請地は、員弁町御園地内の田です。

譲受人である員弁町北金井の■■■■が、津市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,741㎡を売買により譲り受ける計画です。

<2番案件>の申請地は、員弁町御園地内の田です。

譲受人である員弁町北金井の■■■■が、員弁町御園の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,217㎡を売買により譲り受ける計画です。

以上、所有権移転筆数2筆、面積2,958㎡であります。

	<p>議長 まず、議案第 25 号は農地集積を目的とし、賃貸借、使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、採決に入ります。 議案第 25 号「農用地利用集積等計画による貸借権等の設定にかかる意見決定について」について採決いたします。 本計画について、設定するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続きまして、議案第 26 号は農地中間管理機構が土地所有者から農地を買い入れ、担い手へ売り渡す事業です。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、採決に入ります。 議案第 26 号「農用地利用集積等促進計画による所有権移転にかかる意見決定について」について採決いたします。 本計画について、所有権移転するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第 7)	<p>議長 続きまして、議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第 7 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求めます。令和 8 年 4 月 10 日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光</p>

今回の3条所有権移転の申請は、15件、26筆、面積24,783.00㎡です。

<78番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の田です。

譲受人である大安町石樽東の■■■■が、大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、4,646㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<79番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。

譲受人である四日市市の■■■■が、北勢町阿下喜の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、3,450㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<80番案件>の申請地は、員弁町坂東新田地内の畑です。

譲受人である員弁町上笠田の■■■■が員弁町宇野の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、271㎡を交換により譲り受ける申請です。

<81番案件>の申請地は、員弁町坂東新田地内の畑です。

譲受人である員弁町宇野の■■■■が員弁町上笠田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、284㎡を交換により譲り受ける申請です。

<82番案件>の申請地は、藤原町山口地内の登記地目田、現況地目畑です。

譲受人である岐阜県安八郡輪之内町の■■■■が北勢町東村の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、633㎡を売買により譲り受ける申請です。譲受人は遠方に居住していますが、隣接家屋に転入予定です。

<83番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の畑です。

譲受人である藤原町志礼石新田の■■■■が北勢町麓村の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、296㎡を売買により譲り受ける申請です。

<84番案件>の申請地は、員弁町下笠田地内の登記地目田、現況地目畑です。

譲受人である員弁町下笠田の■■■■が名古屋市■■■■が所有する議案書に記載の1筆、569㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<85番案件>の申請地は、員弁町御園地内の畑です。

譲受人である員弁町御園の■■■■が四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、541㎡を売買により譲り受ける申請です。

<86 番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の田です。

譲受人である大安町石樽北の [] が大安町石樽北の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、3,665 m² を贈与により譲り受ける申請です。

<87 番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。

譲受人である大安町宇賀の [] が員弁郡東員町の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、330 m² を売買により譲り受ける申請です。

<88 番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の田畑です。

譲受人である員弁郡東員町の [] が桑名市の [] が所有する議案書に記載の 6 筆、4,396 m² を売買により譲り受ける申請です。

<89 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田及び藤原町東禅寺地内の田畑です。

譲受人である藤原町東禅寺の [] が福井県坂井市の [] が所有する議案書に記載の 4 筆、3,634 m² を贈与により譲り受ける申請です。

<90 番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の畑です。

譲受人である北勢町南中津原の [] が桑名市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、115 m² を贈与により譲り受ける申請です。

<91 番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の畑です。

譲受人である員弁町大泉新田の [] が員弁町大泉新田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、816 m² を売買により譲り受ける申請です。

<92 番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畑です。

譲受人である四日市市の [] が北勢町阿下喜の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、1,137 m² を贈与により譲り受ける申請です。

以上所有権 15 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

何か質問はありますか。

<p>(日程第8) (日程第9)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>特に無いようですので、採決を行いたいと思います。</p> <p>議案第27号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続きまして、議案第28号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第29号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第8 議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和8年4月10日提出 いなべ市農業委員会長 瀬木 光</p> <p>今回の申請は、5件、23筆で3,577.00㎡です。</p> <p><88番案件>の申請地は北勢町畑毛地内の畑です。農地区分は、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、大安町門前の■■■■が北勢町畑毛の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、522.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は既存の道路側溝へ放流します。</p> <p><89番案件>の申請地は、大安町高柳地内の畑です。農地区分は、3種農地です。</p> <p>転用計画としては、員弁郡東員町の■■■■が大阪府高槻市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、365.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。敷地境界</p>
---	--

にはコンクリートブロック積を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は下水道に接続し、雨水は敷地内で集水し、西側道路側溝へ放流します。

<90 番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、広島市の [] が北勢町其原の [] が所有する議案書に記載の7筆、1,001.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<91 番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内、員弁町宇野地内及び員弁町笠田新田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、広島市の [] が員弁町笠田新田の [] が所有する議案書に記載の12筆、1,442.00㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲にはフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<92 番案件>の申請地は、大安町宇賀新田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、桑名市の [] が大安町宇賀新田の [] が所有する議案書に記載の1筆、247.00㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土約10~20cm、切土はなしです。乗入れ以外の境界線沿いにはコンクリートブロックなどの土留め構造物を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活排水は公共下水道に接続し、雨水は宅地内で排水桝に集水し、道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第9 議案第29号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので

意見を求める。令和8年4月10日提出 いなべ市農業委員長
瀬木 光

今回の5条使用貸借権の申請は、2件、3筆、面積685.93㎡
です。

<18番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の畑です。農地
区分は、2種農地です。

転用計画としては、北勢町南中津原の []
[] が北勢町南中津原の [] が所有する議案書に記載の
2筆、287.93㎡を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲の既
設コンクリート擁壁にて、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、雨水排水は、自然浸透にて処理します。

<19番案件>の申請地は、大安町宇賀新田地内の畑です。農地
区分は、1種農地です。

転用計画としては、大安町鍋坂の [] が大安町宇賀
新田の [] が所有する議案書に記載の1筆、398.00㎡を個
人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみであり、切土と盛土はなしです。周囲には
ブロック積みフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止しま
す。

取水は上水道、汚水及び生活排水は公共下水道に接続し、雨水
は敷地内に雨水集水桝を設置し、浸透式とします。

以上5条所有権移転5件、使用貸借権設定2件の計7件につ
きまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を
満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願
いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

これらの案件につきまして、4月3日に現地調査を行って
おります。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。

現地調査委員

議案第28号「農地法第5条の規定による農地の所有権移
転許可申請について」5件、議案第29号「農地法第5条の
規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2
件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認され
ませんでしたので報告しま

	<p>す。</p> <p>議長 ありがとうございます。 これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第 10)	<p>議長 続きます、議案第 30 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第 10 議案第 30 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 8 年 4 月 10 日提出 いなべ市農業委員長 瀬木 光</p> <p>今回の申請は 7 件、11 筆、3,735.00 m²です。 <69 番案件>の申請地は、大安町高柳地内の台帳地目、畑です。 願出者は大安町高柳の■■■■■■■■■■で、昭和 55 年から山林に転用し、現在に至っております。 <70 番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の台帳地目、畑で</p>

す。

願出者は北勢町麓村の[]で、平成8年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<71番案件>の申請地は、藤原町東禅寺地内の台帳地目、畑です。

願出者は藤原町東禅寺の[]で、平成8年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<72番案件>の申請地は、大安町宇賀新田地内の台帳地目、畑です。

願出者は大安町宇賀新田の[]で、平成14年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<73番案件>の申請地は、北勢町向平地内の台帳地目、田です。

願出者は北勢町向平の[]で、昭和62年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<74番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の台帳地目、田です。

願出者は大安町石樽東の[]で、平成13年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<75番案件>の申請地は、北勢町垣内地内の台帳地目、畑です。

願出者は北勢町東村の[]で、昭和47年から宅地進入路に転用し、現在に至っております。

以上7件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は終わりました。

非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。

何か質問はありますか。

他に特に無いようですので、議案第30号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛

<p>5 その他 議長</p> <p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前 10 時 00 分閉会】</p>	<p>成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。</p> <p>次回の現地調査ですが、5月1日午前9時から実施いたします。 12番議席片岡節男委員と13番議席伊藤清徳委員は出席をお願いします。</p> <p>それでは、これをもちまして第6回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。</p>
---	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 瀬木 光

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____